

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年6月22日 |
| 【会社名】 | 株式会社UACJ |
| 【英訳名】 | UACJ Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 社長執行役員 田中信二 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区三田三丁目5番19号 |
| 【電話番号】 | (03)6202-2600(大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 法務部長 藤本法生 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区三田三丁目5番19号 |
| 【電話番号】 | (03)6202-2600(大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 法務部長 藤本法生 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2026年6月19日開催の当社第13期定時株主総会（以下「本株主総会」）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株主総会が開催された年月日

2026年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当は1株につき35円とする。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役に石原美幸、田中信二、隈元穰治、慈道文治、岡田浩三、光田好孝、永田亮子及び赤羽真紀子の8氏を再選、島本誠、樋口典子及び中島美憲の3氏を新たに選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役に黒川直治、高木晴彦及び寺口順子の3氏を新たに選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|--------|-----------|--------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 1,519,793 | 23,689 | 0 | (注)1 | 可決 97.71 |
| 第2号議案 | | | | (注)2 | |
| 石原 美幸 | 1,533,785 | 9,709 | 0 | | 可決 98.61 |
| 田中 信二 | 1,536,270 | 7,222 | 0 | | 可決 98.77 |
| 隈元 穰治 | 1,537,094 | 6,399 | 0 | | 可決 98.82 |
| 慈道 文治 | 1,537,648 | 5,845 | 0 | | 可決 98.86 |
| 岡田 浩三 | 1,536,742 | 6,751 | 0 | | 可決 98.80 |
| 光田 好孝 | 1,537,636 | 5,858 | 0 | | 可決 98.86 |
| 永田 亮子 | 1,537,640 | 5,854 | 0 | | 可決 98.86 |
| 赤羽 真紀子 | 1,537,446 | 6,048 | 0 | | 可決 98.84 |
| 島本 誠 | 1,541,882 | 1,613 | 0 | | 可決 99.13 |
| 樋口 典子 | 1,541,999 | 1,496 | 0 | | 可決 99.14 |
| 中島 美憲 | 1,541,672 | 1,823 | 0 | | 可決 99.12 |
| 第3号議案 | | | | (注)2 | |
| 黒川 直治 | 1,532,597 | 10,883 | 0 | | 可決 98.53 |
| 高木 晴彦 | 1,542,437 | 1,044 | 0 | | 可決 99.17 |
| 寺口 順子 | 1,542,497 | 984 | 0 | | 可決 99.17 |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 本株主総会において、議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、1,805,756個であります。

4. 賛成の割合は、本株主総会に出席した株主の議決権の数(前日までの行使分及び当日出席分の合計。ただし、無効票数の違いにより議案毎に当該合計数は異なります。)を分母として算出しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上